

厚生労働大臣が定める現物給与の価額について

このたび直近の統計調査の結果により「食事で支払われる報酬等」の現物給与の価額が現在の価額から変動したため、令和6年4月1日から適用される新たな価額が厚生労働省保険局より告示されましたのでお知らせいたします。

同日以降に適用される資格取得届、月額変更届、算定基礎届などの「報酬月額」のうち、「現物によるものの額」は、変更後の価額（別表）により算定していただきますようお願いいたします。

なお、この改正に伴います現物給与の価額の変更は固定的賃金の変更とみなされますので、現物給与のある被保険者において標準報酬月額の随時改定の条件を満たす場合は、「月額変更届」の提出をお願いいたします。